

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構 医療情報配信事業における寄附・協賛金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）医療イノベーション推進センターが配信する医療情報配信サイト（以下「配信サイト」という。）の維持運営に対する民間企業等からの寄附・協賛金（以下「寄附・協賛金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要綱は、別紙の医療情報サイトを対象とする。

(寄附・協賛金の受入れ)

第3条 当機構の配信サイトの維持・運営上有意義であると認められる場合に限り、寄附・協賛金として受入れるものとする。ただし、配信サイトの維持・運営上有意義であると認められる場合であっても、次の各号に掲げる条件が付されているものについては、これを受入れることができない。

- (ア) 寄附・協賛金により取得した財産を無償で寄附・協賛者に譲与すること。
- (イ) 寄附・協賛金による配信サイトの維持・運営の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権その他これらに準ずる権利を寄附・協賛者に譲渡し、又は使用させること。
- (ウ) 寄附・協賛金の使用について、寄附・協賛者が会計検査を行うこととされていること。
- (エ) 寄附・協賛申込後、寄附・協賛者がその意思により寄附・協賛金の全部又は一部を取消すこと。
- (オ) 寄附・協賛金を受入れることによって機構の財政負担が伴うこと。
- (カ) その他、当該寄附・協賛金を受入れが配信サイトの維持・運営上支障があると経営企画部長が認める条件。

(受入れの手続)

第4条 配信サイトの医療イノベーション推進センターにおける担当窓口は、寄附・協賛者からの申込書（別紙様式1）の提出があった場合、予め当該寄附・協賛金が前条の規定に則しているか等について審査のうえ、これを適当であると認める場合は、受入れを決定し、医療イノベーション推進センター長に報告する。

(納入の報告)

第5条 担当窓口は、寄附・協賛金が納入された時は、医療イノベーション推進センター長に報告し、領収書および礼状を送付するものとする。

2. 寄附・協賛者から前項の書類が不要であると申し出を受けた場合には、担当窓口は、第4条（受入れの手続き）および第5条第1項の書類発行手続を省略することができる。

(帳簿)

第6条 担当窓口は、寄附・協賛金受入整理簿（別紙様式2）を備え、必要事項を記載、整理しなければならない。

(寄附・協賛金の支弁費目について)

第7条 寄附・協賛金は、配信サイトの整備に必要とする下記費目について支弁することができ、これらの費用については、各年会計報告によって用途を公開する。

(ア) 翻訳費

翻訳費は、配信サイトの維持・運営上に必要となる翻訳経費とする。

(イ) システム保守・運営費

システム保守・運営費は、配信サイトの維持・運営上に必要な各種サーバー等の保守・運営経費とする。

(ウ) 広告宣伝費

広告宣伝費は、配信サイトを広く市民等に周知するために必要となる経費とする。

(エ) 旅費交通費

旅費は、配信サイトの運営上に必要となる経費とする。

(オ) 人件費

人件費は、配信サイトの維持・運営等に要する雇用者に支給する経費とする。

(カ) 謝金

謝金は、配信サイトの維持・運営等のための委嘱に支払われる謝金とする。

(キ) 物件費

物件費は、配信サイトの維持・運営等費用、新規コンテンツの公開等に必要な物件・図書の購入、製造その他役務等に充てる経費とする。

(ク) その他の経費

その他、当機構の配信サイトの維持・運営上必要と認められる経費については、その都度検討するものとする。

(管理費)

第8条 配信サイトの維持・運営等の事務費として寄附・協賛金額の100分の15に相当する額を寄附・協賛金より控除し、一般管理費に充てるものとする。

(物品の管理)

第9条 寄附・協賛金により購入した物品等は、必要と認められるものについて、別途管理するものとする。

(寄附・協賛者への顕彰)

第10条 寄附・協賛金納付者名を配信サイト上に掲載するものとする。ただし、掲載を希望されない場合にはこの限りではない。

2. 寄附・協賛金納付者名を掲載する期間は年度単位とし、掲載箇所は配信サイトの管理者がこれを決定するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、寄附・協賛金の運用に関し必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構 医療情報配信事業

1. がん情報サイト

米国国立衛生研究所（NIH）の傘下である米国国立がん研究所（US National Cancer Institute）が配信している、世界最大で最新のがん情報データベース「PDQ[®]（Physician Data Query）」の日本語翻訳版。最新のエビデンス情報を含む医療専門家向け情報は毎月更新、図解入りの患者・家族向け情報は毎年更新しており、国民に向けて質の高い最新のがん情報を継続して配信し続けている。

- ・ 公開年月日 2005年2月1日
- ・ URL <http://cancerinfo.tri-kobe.org/index.html>

2. NCCNガイドライン日本語版

世界で最も閲覧されているがんの診療ガイドライン「NCCNガイドライン（NCCN Clinical Practice Guidelines in Oncology）」を全米がんセンターネットワーク（NCCN）と契約し、日本語に翻訳して、日本の診療ガイドラインを発行する学会・研究会の監訳のもとコメントと共に配信している。大腸がん、泌尿器がん、肺がん、婦人科がん、膵臓がん、原発不明がん、造血器腫瘍、乳がん、皮膚がんと、配信する領域を増やしながら、継続して更新し続けている。

- ・ 公開年月日 2010年1月29日
- ・ URL <https://www2.tri-kobe.org/nccn/>

3. アルツハイマー病情報サイト

米国国立衛生研究所（NIH）の傘下である米国国立加齢研究所アルツハイマー病および関連認知症啓発・情報センター（ADEAR）が配信する、アルツハイマー病に関する最新かつ包括的な情報を日本語に翻訳し、配信している。アルツハイマー病を取り巻く最新情報を配信するため、大掛かりなサイトリニューアルを検討中。

- ・ 公開年月日 2013年8月1日
- ・ URL <http://adinfo.tri-kobe.org/>

4. Orphanet Japan

「Orphanet Japan」は、世界最大規模の国際的希少疾患情報収集コンソーシアムである「Orphanet」に加盟したことを受けて発足された。「Orphanet Japan」では、その活動内容を国内に向けて周知するために、「Orphanet」により構築された情報配信基盤を利用して、情報配信サイトが開設された。当サイトでは、主に、「Orphanet」が保有する疾患情報等を日本語に翻訳して配信している。また、国内で新たに発見された疾患情報や国内の専門施設等の情報を収集して「Orphanet」に提供することで、「Orphanet」の登録情報を充実させ、世界に向けても情報配信を行っている。

- ・ 公開年月日 2018年4月6日
- ・ URL <http://www.orphanet.jp/>